

千葉市水道局建設工事等の予定価格等の公表に関する事務取扱要領

千葉市水道局予定価格等の公表に関する事務取扱要領については、千葉市予定価格等の公表に関する事務取扱要領の例による。この場合において、第5条中「千葉市契約課ホームページにおける公開」とあるのは「千葉市水道局ホームページにおける公開」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に入札又は見積を執行する建設工事等について適用し、同日前に入札又は見積を執行する建設工事等については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。